

令和5年2月16日
四国電力株式会社

経済産業省の「再エネ業務管理システム」の不適切な使用に関する 報告徴収の受領について

当社は、当社従業員が四国電力送配電株式会社（以下、四国電力送配電）の管理するID・パスワードを用いて、経済産業省が保有する「再エネ業務管理システム」を使用していたことが判明し、本日、同省から報告徴収を受領しました。

本事案は、他社で判明した事案等を受けて、当社が独自に調査を進める中で判明したものです。

当社では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下、FIT制度）に基づき平成24年7月から平成29年3月末までに売電契約を締結した発電設備（以下、FIT発電設備）の電気の買取を行っております。

当該従業員に聞き取りを行った結果、この買取に関する業務を実施する中で、当該FIT発電設備に関する国の認定情報と当社が認識している情報が一致せず、FIT制度に基づく国への交付金の申請が不受理となった場合に、その原因を解消するため、四国電力送配電が管理するID・パスワードを用いて「再エネ業務管理システム」を使用し、国による認定情報の確認を行っておりました。

当社といたしましては、今回の事案を重く受け止めており、深くお詫び申し上げます。今後、報告徴収に適切に対応してまいります。

以上